

# 定 款

(商 号) 株式会社 共立メンテナンス

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社共立メンテナンスと称し、  
英文ではKYORITSU MAINTENANCE CO., LTD.  
と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 学生寮・社員寮の経営
2. 学校、病院、寮、保養施設、社会福祉施設等の給食業務の請負および栄養管理、指導に関する業務
3. ホテル、旅館、保養所、研修所、飲食店の経営および請負
4. 公衆浴場の経営および請負
5. 温泉源の掘削および温泉供給
6. スパセラピー事業
7. 旅行業法に基づく旅行業
8. 有料老人ホーム事業、ケアハウス事業、高齢者用住宅事業
9. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
10. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
11. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
12. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
13. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
14. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
15. 介護保険法に基づく地域支援事業
16. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
17. 介護保険法に基づく要介護認定調査事務
18. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業
19. 居宅介護住宅改修事業
20. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
21. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
22. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づくその

## 他地域生活支援事業

23. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
24. 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業
25. 障害者・高齢者等への介助活動
26. 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設および社会福祉法人等の施設の管理運営業務
27. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の建設、維持管理および運営業務
28. 官公庁、地方自治体が所有する施設の総合管理業務の請負および業務管理指導に関する業務
29. 地域開発・都市開発および同開発に基づく環境整備に関する調査、企画
30. 有料道路、有料駐車場の維持補修および清掃ならびに料金徴収、通行券類の販売に関する業務の請負
31. 金融機関への金銭の出し入れおよび郵便物の荷造り発送業務ならびに家事事務代行サービス
32. 水道、電気、ガス等の検針および検査に関する業務の請負
33. 医療機関等から委託された医療関連業務の請負
34. 地域子育て支援拠点事業の請負
35. 乳幼児および児童の保育の請負
36. 車両の運行管理請負および保守点検に関する業務
37. 自動車の整備ならびに自動車・自動車部品の販売、斡旋
38. 旅客自動車運送事業
39. 貨物自動車運送事業
40. クリーニング業
41. 電気販売事業
42. 不動産有効利用に関する企画、調査、設計
43. 不動産の売買、賃借、仲介および管理業
44. 広告代理業
45. 経営コンサルティング業
46. ITネットワーク事業
47. 損害保険代理業
48. 家庭電気製品、家具、事務機器、日用雑貨、酒類、煙草、塩、切手、衣料品、食料品、化粧品、菓子、ライター、文房具、玩具の販売および通信販売業
49. 生鮮食品、加工食品、冷凍食料品の輸入および販売ならびに通信販売業
50. 観光客に係るメイク・着付け・美術・撮影サービスの提供
51. 一般労働派遣事業、有料職業紹介事業ならびに各種軽作業請負業務
52. 貸金業

53. 割賦販売業、信用購入あっせん業および割賦債権買取業
54. 第二種金融商品取引業
55. ビルメンテナンス業
56. 建築工事業と土木・建築工事の設計、監理および請負
57. エネルギーコスト削減のための設備機器に関する企画、設計、工事、管理、コンサルタント
58. 警備の請負ならびに防犯、防災に関する調査、助言および設備器具の販売
59. 前各号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都千代田区 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、59,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという。)を請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ② 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- ③ 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ④ 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ⑤ 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第12条 当社の定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集者および議長)

第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一

部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、18 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

- ④ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の設置)

第 21 条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 当社は、取締役会の決議によって取締役社長 1 名を選定するほか、必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- ③ 取締役会の決議により、前項に規定する役付取締役のうちから、当社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 25 条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任するこ

とができる。

(取締役会規則)

第 27 条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 28 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 30 条 当社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 当社の監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 33 条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 34 条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 35 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 36 条 当社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 当社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定)

第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等)

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 当社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第36回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 第36回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。

(電子提供措置等の経過措置)

第3条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定に関わらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。

3 附則第3条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって削除されるものとする。

改訂	平成 2年	6月29日
改訂	平成 5年	6月29日
改訂	平成 6年	6月29日
改訂	平成 7年	6月29日
改訂	平成 8年	6月27日
改訂	平成 9年	6月27日
改訂	平成10年	1月29日
改訂	平成10年	6月26日
改訂	平成11年	6月29日
改訂	平成12年	6月29日
改訂	平成13年	6月27日
改訂	平成14年	6月26日
改訂	平成15年	6月26日
改訂	平成16年	6月25日
改訂	平成18年	6月28日
改訂	平成21年	6月26日
改訂	平成22年	6月25日
改訂	平成23年	6月28日
改訂	平成25年	6月26日
改訂	平成26年	6月26日
改訂	平成27年	6月25日
改訂	平成29年	4月 1日
改訂	平成30年	6月27日
改訂	令和 4年	6月28日